

空き家対策の実施協力に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、市内の空き家に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに連携協力し、空き家の発生予防、活用及び適正管理を促進することにより、快適で過ごしやすいまちの実現を目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する建築物（附属する工作物を含む。）であって居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権を有する者又はその管理を行う者、及び戸田市空き家バンクの登録物件を購入した者をいう。
- (3) 会員 乙に加入している者をいう。
- (4) 相続等 相続人調査、権利調査、登記手続並びに成年後見制度及び財産管理人制度の利用をいう。

（甲の取組業務）

第3条 甲は、市内にある空き家の所有者等から相談を受けた場合は、その所有者等に対し、本協定に定める乙の取組業務について紹介するものとする。

2 甲は、広報、ホームページその他の適切な方法により、乙の業務について周知に努めるものとする。

（乙の取組業務）

第4条 乙は、甲から紹介を受けた所有者等に関する相続等の相談に対応するものとする。

2 乙は、前項の事務の他、甲の実施する空き家対策に際し、次の事項について甲に協力するものとする。

- (1) 甲が実施する相続等の司法書士業務に関する相談会及び講演会への会員の派遣
- (2) 相続等に関する対応が可能な会員リストの提供
- (3) 甲が実施する空き家対策の普及・啓発
- (4) 空き家に関する情報提供

（協定書の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定の解除の申し出がないときは、期間満了の翌日から1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

（秘密の保持）

第6条 本協定に基づく業務に携わる者は、本業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らし、又は利用してはならない。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がこれに記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成31年3月27日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
戸田市
戸田市長 菅原 文仁

乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
埼玉司法書士会
会長 山岸 秀美